

平成 27 年度 社会福祉法人共働福祉会 法人事業計画

○平成 27 年度は福祉サービス分野において、3 年に 1 度の報酬改定が行われる年である。ご存じのとおり高齢者介護分野においては、当初 6 % 程度の大幅な改定も懸念されたが、最終的には賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた上で平均 2.27 % の報酬引き下げとなった。一方で我々障害福祉分野において報酬改定率は± 0 % と発表されたものの、これは全体で月額 +1.2 万円相当の福祉・介護処遇改善加算の拡充 (+1.8 %) に対して、基本報酬部分の軒並みのマイナスと加算額の見直しによる実質の減額部分 (-1.8 %) を加味したものである。よって今回の報酬改定にあたっては、各サービスの状況や事業所の規模等に応じ、報酬が増額する事業所と減額する事業所が見込まれる。これらは専門的なより手厚い支援に対して加算報酬において評価されるものであり、当然その反対もありうる。今後、サービス事業所は多様な業種からの参入もますます見込まれることから、共働福祉会の各事業の特色を充分に發揮した質の高いサービスの提供が継続して求められる。

○人権擁護の面では、昨年1月の障害者権利条約の批准、2月の発効に伴い、障害者基本法をはじめ各種法律が改正された。障害当事者たちは、社会の一員として非障害者とともに生きるために、自らを権利の「主体」と捉え、非障害者と同様の人権を保障するよう強く求めてきた。そしてこれまで非障害者に当然保障してきた諸権利を、この条約を通じて徹底的に「他の者との平等を基礎として」保障することを要求し、承認された差別禁止条約である。また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別禁止法）」も施行される。この法律は、障害者に対しての不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止が規程されており、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して施行されるものであり、障害福祉サービス事業に携わる者として研修への参加をはじめ学びを深めていかなければならない。

○ 社会福祉を取り巻く環境の変化より、社会福祉法人の在り方が今大きな転換期を迎えている。（別紙 社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～ 参照）

公益性の徹底、情報開示、社会貢献の義務化、など与えられた責務は大きいが、もう一度我々に求められている基本部分に立ち返り、法令順守の下今後の業務遂行、事業展開をすすめていく。

○当法人において今年度特に力を入れて行う事項として

- ・グループホーム設立への具体的取り組み
- ・相談支援事業の強化
(専任の相談支援専門員の設置によるきめ細やかな対応)
- ・賃借契約が来年2月末で満了となる久松共働センター設立地の買い取り
- ・久松共働センター隣接地（福山市所有）の購入計画
が挙げられる。

これらの成立、実現に向けて職員が一体となってすすんでいくと共に、支援をするうえにおいて「個人の尊厳の遵守」、「意思決定支援」を常に心がけ、支援者がお互いに意識し合いながらサービス提供を行っていきます。

本年度も事業計画の実現に向けて邁進していきます。

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 種類及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(3) 管理者

戸田 榮次 以下5事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

井原 俊博 以下3事業所管轄

- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

(4) 所在地

福山市久松台3丁目1番39号

2. 役員の状況

理事長	江草 要
理 事	江草 要
	戸田 榮次
	中澤 則之
	瀧口 清美
	小迫 紀澄
	戸田 清二

評議員	江草 要
	戸田 榮次
	中澤 則之
	瀧口 清美
	小迫 紀澄
	戸田 清二
	野村 守
	広川 昌彦
	三島 麗子
	高橋 宏治
	品川 裕見子
	丸尾 富美子
	占部 幸一

監事	江草 寛幸
	江草 克己

3. 行事等実施計画

平成 27 年	5 月	理事会・評議員会の開催
	10 月	理事会・評議員会の開催
	11 月	監事等研修会
	12 月	理事会・評議員会の開催 役員懇親会
平成 28 年	3 月	理事等研修会 理事会・評議員会の開催

平成 27 年度 社会福祉法人共働福祉会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

- ・放課後等デイサービス 10 人

○福山市地域生活支援事業

- ・日中一時支援事業 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
看護師	1 人 (兼務)	生活支援員	16 人 (兼務 3 人)
調理員	1 人 (兼務)	医師	1 人 (嘱託)

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人 (兼務)
医師	1 人 (嘱託)		

・放課後等デイサービス

管理者	1 人 (兼務)	児童発達支援管理責任者	1 人 (兼務)
指導員	9 人	医師	1 人 (嘱託)

・日中一時支援

管理者	1 人 (兼務)	指導員	1 人 (兼務)
調理員	1 人 (兼務)		

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人 (兼務)	相談支援専門員	1 人 (専任)
		相談支援専門員	1 人 (兼務)

4. 事業開始予定年月日

事業開始 平成 27 年 4 月 1 日

事業完了 平成 28 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

- 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
- 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
- 年 2 回健康診断を行い、健康管理を行う。
- 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
- 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
- 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の待遇

1. 運営の方針

- 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 前 3 項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）、

○児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ② 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

- ・生活介護
- 生産活動
 - ① 蓋子箱折り ② キット（CDボックス等）の袋入れ ③ 無料地域情報誌の配布
 - ④ 手作り手芸品等
- ・就労継続支援B型

生産活動

- ①大根（寒干大根等）の袋詰め ②ダイレクトメールのシール貼り、袋入れ
- ③営農活動 ④無料地域情報誌の配布 ⑤事業所内厨房における調理補助
- ⑥手作り手芸品等

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（但し放課後等デイサービス利用者は除く）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援

9:45	開所
10:00～10:10	朝の会
10:10～12:00	作業・活動
12:00～13:00	休憩
13:00～15:00	作業・活動
15:00～15:15	休憩
15:15～15:40	作業・活動　　掃除
15:40～15:45	終わりの会
15:45～	送迎車 乗車
16:00～	帰宅

○放課後等デイサービス（休業日）

9:45	開所
9:00～9:10	朝の会
9:10～12:00	活動
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～15:00	活動
15:00～15:15	休憩
15:15～15:50	活動・掃除
15:50～15:55	終わりの会
15:55～	送迎車 乗車
16:00～	帰宅

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14:30～　　迎え（各学校へ）

15:30~17:00	活動
17:00~	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

平成27年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成731

2. 利用定員

生活介護	10人
就労継続支援B型	20人
就労移行支援事業	10人

3. 職員定数

生活介護

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
看護師	1人（兼務）	生活支援員	4人（内1名兼務）
医師	1人（嘱託）		

就労継続支援B型

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
生活支援員	2人	職業指導員	1人
目標工賃達成職員	1人	医師	1人（嘱託）

就労移行支援

管理者	1人（兼務）	サービス管理責任者	1人（兼務）
就労支援員	1人	職業指導員	1人
生活支援員	1人	医師	1人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 平成27年4月 1日
事業完了 平成28年3月31日

5. 事業運営基本計画

- 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
- 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
- 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
- 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。

5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創意的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 就労移行支援

- ① 就労移行支援計画の作成
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 施設外就労、職場実習の実施
- ④ 公共職業安定所での求職登録及び求職活動の支援
- ⑤ 職場定着に向けた相談等の支援の継続
- ⑥ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

（1）生活介護

- ①キットBOXの袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業

（2）就労継続支援B型

- ①ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③手芸用ビーズのケース詰め、シール張り
- ④段ボール製品の型枠取り・型枠穴あけ
- ⑤その他内職作業

（3）就労移行支援

- ①軍手の検査・結束・機械仕上げ
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業
- ④施設外就労・職場実習

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練

9. 日 課

9:45～	開所
9:45～10:00	朝の会
10:00～11:00	作業・活動
11:00～11:15	休憩
11:15～12:00	作業・活動
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	作業・活動
14:30～14:45	休憩
14:45～15:30	作業・活動
15:30～16:00	清掃・終わりの会
16:00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり